○新潟大学学則

（平成16年4月1日学則第1号）

改正　平成16年9月24日学則第2号　平成17年3月15日学則第1号　平成17年5月27日学則第2号
平成17年11月25日学則第3号　平成18年3月31日学則第1号　平成18年10月27日学則第2号
平成19年3月30日学則第1号　平成19年12月26日学則第2号　平成20年4月1日学則第1号
平成21年3月31日学則第1号　平成21年9月30日学則第2号　平成22年3月31日学則第1号
平成22年9月30日学則第2号　平成23年3月30日学則第1号　平成23年12月28日学則第2号
平成24年3月30日学則第1号　平成25年3月29日学則第1号　平成26年3月31日学則第1号
平成27年3月31日学則第1号　平成28年3月9日学則第1号　平成29年1月5日学則第1号
平成29年3月14日学則第2号　平成29年9月26日学則第3号　平成30年3月27日学則第1号
平成30年9月27日学則第2号　平成31年3月19日学則第1号　令和元年9月30日学則第2号
令和元年12月24日学則第3号　令和2年3月24日学則第1号　令和2年12月24日学則第2号
令和3年3月22日学則第1号　令和4年3月28日学則第1号　令和4年9月13日学則第2号
令和5年3月17日学則第1号　令和6年3月21日学則第1号　令和6年9月25日学則第2号
令和7年3月24日学則第1号　令和7年6月25日学則第2号

目次

第1章　総則
第1節　本学の目的（第1条）
第2節　点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）
第3節　本学の組織（第4条－第18条）
第4節　職員，組織の長及び学長等の職務（第19条－第33条）
第5節　教育研究評議会及び教授会（第34条・第35条）
第6節　学年，学期及び休業日（第36条－第38条）
第2章　学部通則
第1節　修業年限及び在学年限（第39条・第40条）
第2節　入学資格，入学時期及び入学者の選抜等（第41条－第43条の2）
第3節　教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，授業期間，他大学の授業科目の履修等（第44条－第59条）
第4節　卒業及び学位の授与（第60条・第61条）
第5節　編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍（第62条－第71条）
第6節　表彰及び懲戒（第72条・第73条）

第7節　検定料，入学料及び授業料(第74条－第79条)
第3章　補則
第1節　科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生(第80条－第84条)
第2節　全学講義，公開講座及び市民開放授業(第85条－第86条の2)
第3節　養護教諭特別別科(第87条)
第4節　寄宿舎(第88条－第90条)
第5節　特別の課程(第91条)
第6節　規則等への委任(第92条)
附則

第1章　総則

第1節　本学の目的

(本学の目的)

第1条　新潟大学(以下「本学」という。)は，教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神にのっとり，有為な人材を育成して，人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節　点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

第2条　本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学の教育又は研究，組織及び運営並びに施設及び設備(第3項及び次条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2　前項の点検及び評価の結果については，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3　前2項の措置に加え，本学の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条　本学は，本学の教育研究等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節　本学の組織

(学部)

第4条　本学に，次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部
法学部
経済科学部
理学部
医学部
歯学部
工学部
農学部
創生学部

2　前項の学部に置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は，次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,180	535		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	280	70		
合計		9,319	2,210	5	87

3　各学部は，学部，学科又は課程ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め，公表するものとする。

第5条　削除

（附属病院）

第6条　医学部及び歯学部に，附属する共用の教育研究施設として，医歯学総合病院を置く。

（学部附属の教育研究施設）

第７条　工学部及び農学部に，学部附属の教育研究施設として，それぞれ次に掲げる施設を置く。

工学部　工学力教育センター

農学部　フィールド科学教育研究センター

（附属学校園）

第８条　本学に，附属学校園として，次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

２　附属学校に関し必要な事項は，附属学校部長が別に定める。

（大学院）

第９条　本学に，大学院を置く。

２　大学院に関する事項については，新潟大学大学院学則で定める。

（教育研究院）

第10条　本学に，学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため，教育研究院を置く。

２　教育研究院は，学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

３　教育研究院に，次に掲げる学系を置く。

(1)　人文社会科学系

(2)　自然科学系

(3)　医歯学系

４　前項の学系に，それぞれ複数の系列を置く。

（附置研究所）

第11条　本学に，大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

２　脳研究所に，研究所附属の研究施設として，統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

（全学共同教育研究組織）

第 11 条の 2　本学に，全学共同教育研究組織として，アジア連携研究センター，佐渡自然共生科学センター，日本酒学センター及びビッグデータアクティベーション研究センターを置く。

2　佐渡自然共生科学センターに，次に掲げる施設を置く。

(1)　演習林

(2)　朱鷺・自然再生学研究施設

(3)　臨海実験所

(機構)

第 12 条　本学に，教育基盤機構，大学院教育支援機構，研究統括機構，社会連携推進機構，DX 推進機構，学術資料運営機構及びグローバル推進機構を置く。

2　教育基盤機構に，次項に掲げる部門と協働して，統合型社会創生教育を推進し，未来人材育成を実現する組織として，未来教育推進コアを置く。

3　教育基盤機構に，次に掲げる部門を置く。

(1)　教学マネジメント部門

(2)　アドミッション部門

(3)　キャンパスライフ支援部門

4　教育基盤機構に，組織として，全学教職センターを置く。

5　大学院教育支援機構に，次に掲げる部門及び室を置く。

(1)　大学院改革推進部門

(2)　PhD リクルート室

6　研究統括機構に，次に掲げる部門を置く。

(1)　研究マネジメント部門

(2)　研究支援部門

(3)　研究倫理・リスク管理部門

7　研究統括機構に，次に掲げる組織を置く。

(1)　共用設備基盤センター

(2)　超域学術院

(3)　ELSI センター

8　社会連携推進機構に，次に掲げる部門を置く。

(1)　地域協働部門

(2)　地域人材育成部門

(3)　産学イノベーション推進部門

9　社会連携推進機構に，次に掲げる組織を置く。

(1)　ベンチャリング・センター

(2)　産業安全文化協創センター

10　DX 推進機構に，次に掲げる部門を置く。

(1)　サイバーセキュリティ部門

(2)　デジタル教育支援基盤部門

11　DX 推進機構に，組織として，情報基盤センターを置く。

12　学術資料運営機構に，次に掲げる組織を置く。

(1)　附属図書館

(2)　旭町学術資料展示館

13　グローバル推進機構に，次に掲げる部門を置く。

(1)　多文化共生推進部門

(2)　地域グローバル推進部門

(3)　国際交流推進部門

14　グローバル推進機構に，組織として，国際交流センターを置く。

(本部)

第 13 条　本学に，経営戦略本部，危機管理本部，保健管理・環境安全本部，未来ビジョン実現本部及び研究力強化推進本部を置く。

2　経営戦略本部に，次に掲げる室を置く。

(1)　学長室

(2)　広報室

(3)　UA 室

3　経営戦略本部に，次に掲げる組織を置く。

(1)　評価センター

(2)　ダイバーシティ推進センター

4　危機管理本部に，組織として，危機管理センターを置く。

5　保健管理・環境安全本部に，次に掲げる組織を置く。

(1)　保健管理センター

(2)　環境安全推進センター

(附属学校部)

第 14 条　本学に，附属学校部を置く。

第 15 条及び第 16 条　削除

(事務局)

第 17 条　本学に，事務局を置く。

(組織等の設置)

第 18 条　本学に，第 4 条から前条までに定める組織等のほか，学長が定めるところにより，その他の組織を置くことができる。

第 4 節　職員，組織の長及び学長等の職務

（職員）

第 19 条　本学に，次に掲げる職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
園長
校長
教頭
主幹教諭
指導教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
事務職員
技術職員
教務職員
その他必要な職員

（学部長）

第 20 条　学部に，それぞれ学部長を置く。

（附属病院の長）

第 21 条　医歯学総合病院に，病院長を置く。

（学部附属の教育研究施設の長）

第 22 条　学部附属の教育研究施設に，それぞれ長を置く。

（附属学校の長）

第 23 条　附属学校に，それぞれ長を置く。

（学系長等）

第 24 条　教育研究院の学系に，それぞれ学系長を置く。

2　学系の系列に，それぞれ系列長を置く。

（附置研究所長等）

第 25 条　附置研究所に，それぞれ所長を置く。

2　脳研究所附属の研究施設に，それぞれ長を置く。

（全学共同教育研究組織の長）

第 25 条の 2　全学共同教育研究組織に，それぞれ長を置く。

（機構長等）
第 26 条　機構に，それぞれ機構長を置く。
2　第 12 条第 2 項から第 14 項までの規定により置くこととされるコア並びに部門及び室並びに組織に，それぞれ長を置く。
（本部長等）
第 27 条　本部に，それぞれ本部長を置く。
2　第 13 条第 2 項から第 5 項までの規定により置くこととされる室及び組織に，それぞれ長を置く。
（附属学校部長）
第 28 条　附属学校部に，部長を置く。
第 29 条及び第 30 条　削除
（組織の長の任命等）
第 31 条　第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の選考，任命，任期等に関し必要な事項は，新潟大学組織の長等に関する規則（以下「組織の長等に関する規則」という。）で定める。
（組織の長を補佐する者）
第 32 条　第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は，組織の長等に関する規則において定める。
（学長，副学長及び学部長等の職務）
第 33 条　学長は，校務をつかさどり，所属職員を統督する。
2　副学長は，学長の職務を助け，命を受けて校務をつかさどる。
3　第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長は，それぞれその組織に関する校務をつかさどる。
第 5 節　教育研究評議会及び教授会
（教育研究評議会）
第 34 条　本学の教育研究に関する重要事項の審議は，教育研究評議会において行う。
（教授会）
第 35 条　学部及び附置研究所に，それぞれ教授会を置く。
第 6 節　学年，学期及び休業日
（学年）
第 36 条　本学の学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
（学期）
第 37 条　前条の学年を，次の 2 学期に分ける。
第 1 学期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第2学期　10月1日から翌年3月31日まで

2　前項に規定する各学期は，前半及び後半に分けることができる。

（休業日）

第38条　本学の休業日は，次に掲げるとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　夏期休業(8月11日から9月30日まで)

(4)　冬期休業(12月27日から翌年1月6日まで)

(5)　春期休業(3月11日から3月31日まで)

2　必要がある場合は，各学部は，学長の承認を得て，休業日を変更することができる。

3　第1項に定めるもののほか，各学部は，学長の承認を得て，臨時の休業日を定めることができる。

4　学長が必要と認める場合は，休業日に授業を行うことができる。

第2章　学部通則

第1節　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第39条　本学の学部の修業年限は，次に掲げるとおりとする。

(1)　人文学部，教育学部，法学部，経済科学部，理学部，医学部(保健学科に限る。)，歯学部(口腔生命福祉学科に限る。)，工学部，農学部及び創生学部においては，4年とする。

(2)　医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。)においては，6年とする。

2　本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が，本学に入学する場合において，当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，文部科学大臣の定めるところにより，修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を，当該学部(医学部にあっては医学科又は保健学科，歯学部にあっては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を超えない範囲で，修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第40条　学生が本学の学部に在学することができる年限は，その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし，医学部医学科の第1年次及び第2年次，第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあっては，4年を超えることができない。

第2節　入学資格，入学時期及び入学者の選抜等

（入学資格）

第41条　本学の学部に入学することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，当該者をその後に本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず，高等学校に2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたものは，本学の学部に入学することができる。

（入学の時期）

第42条　本学の学部の入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，第2学期の始めに入学させることができる。

（入学者の選抜等）

第43条　本学の学部に入学を志願する者については，別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2　前項の入学者選抜における合格者の認定は，その学部の教授会の議を経て，学長が行う。

（入学の許可）

第 43 条の 2　合格者が，所定の期日までに，所定の入学料を納付したとき（入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された場合を含む。）は，学長はその入学を許可する。

第 3 節　教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，授業期間，他大学の授業科目の履修等

（教育課程の編成方針）

第 44 条　本学は，本学及び学部等（学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては，本学は，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法等）

第 45 条　本学は，教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し，教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成方法等に関し必要な事項は，別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 46 条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目の開設計画）

第 47 条　各年度における授業科目の開設計画は，各学部の教育課程に基づき，新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い，教育基盤機構が決定するものとする。

2　教育基盤機構は，前項の開設計画の決定に当たり，各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

（授業科目の履修方法等）

第 48 条　授業科目の区分並びにそれらの単位数，履修方法等は，新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

（単位の計算方法）

第 49 条　授業科目の単位の計算方法は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，その授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算する

ものとする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3　個々の授業科目の単位の計算方法は，前2項の規定に基づき，教育基盤機構が定める。

（単位の授与）

第50条　授業科目を履修した者に対しては，試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし，前条第2項に規定する授業科目については，適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第51条　各学部は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　各学部は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（履修科目の登録の上限）

第52条　各学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2　各学部は，その定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（1年間の授業期間）

第53条　1年間の授業を行う期間は，35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第54条　各授業科目の授業は，十分な教育効果を上げることができるよう，8週，10週，15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第55条　教育上有益と認めるときは，各学部は，学生がその学部が協議をした他の大学，専門職大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2　学生は，前項の他の大学，専門職大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは，あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。

3　前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学，専門職大学又は短期大学の授業科目の単位については，60単位を超えない範囲で，その学部で修得したものとみなすことができる。

4　前3項の規定は，学生が，外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合，外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第55条の2　教育上有益と認めるときは，各学部は，学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条　教育上有益と認めるときは，各学部は，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，所属する学部における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は，第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条　教育上有益と認めるときは，各学部は，学生が本学に入学する前に大学，専門職大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，各学部は，学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第 55 条第 3 項及び第 4 項，第 55 条の 2 第 1 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条　各学部は，その定めるところにより，学生が，職業を有している等の事情により，第 39 条第 1 項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 59 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は，教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は，各学部が定めるところによる。

第 4 節　卒業及び学位の授与

(卒業)

第 60 条　卒業の要件は，第 39 条第 1 項に規定する修業年限以上在学し，かつ，各学部の定めるところにより，所定の授業科目及び単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては，188 単位以上)を修得するものとする。

2　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち，新潟大学学士課程における教育課程の編成方法等に関する規則(令和 6 年規則第 2 号。以下「教育課程編成方法等規則」という。)第 3 条第 4 項の授業の方法により修得することができる単位数は，次に掲げるとおりとする。

(1)　卒業要件単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては，188 単位。以下同じ。)の場合は，60 単位を超えないものとする。

(2)　卒業要件単位数が 124 単位を超える場合は，教育課程編成方法等規則第 3 条第 3 項の授業の方法により 64 単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては，128 単位以上)の修得がなされていれば，60 単位を超えることができる。

3　学校教育法第 89 条の規定により，本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が，卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，第 39 条第 1 項第 1

号の規定にかかわらず，その卒業を認めることができる。この場合において，各学部は，学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に規定する要件を満たさなければならない。

4　第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は，その学部の教授会の議を経て，学長が行う。

(学士の学位の授与)

第61条　本学の学部を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については，新潟大学学位規則で定める。

第5節　編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍

(編入学)

第62条　本学の学部に編入学を志願する者がある場合は，学期の始めに限り，各学部の定めるところにより選考の上，当該学部の教授会の議を経て，学長が，その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2　前項の規定によるもののほか，第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願する者がある場合は，その学部の定めるところにより選考の上，当該学部の教授会の議を経て，学長が，入学を許可する。

3　前2項における入学の許可については，第43条の2の規定を準用する。

4　第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については，別に定める。

5　第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については，その学部が認定する。

(再入学)

第63条　本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1項第4号に該当し除籍された者で，同一の学部に再入学することを志願する者がある場合は，各学部の定めるところにより，学期の始めに限り，選考の上，当該学部の教授会の議を経て，学長が，その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2　前項における入学の許可については，第43条の2の規定を準用する。

3　前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については，その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第 64 条　本学の学部の学生で本学の他の学部に転部を志願する者がある場合は，各学部の定めるところにより，学期の始めに限り，選考の上，転部を許可することがある。

2　他の大学に在学している者及び我が国において，外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で本学の学部に転入学を志願する者がある場合は，各学部の定めるところにより，学期の始めに限り，選考の上，当該学部の教授会の議を経て，学長が，入学を許可することがある。

3　前項における入学の許可については，第 43 条の 2 の規定を準用する。

4　前 2 項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については，その学部が認定する。

(休学)

第 65 条　疾病その他の事由により，引き続き 2 月以上修学することができない学生は，所属する学部の学部長の承認を受けて，その学期又は学年に限り，休学することができる。

2　疾病その他の事由によって，修学することが不適当と認められる学生に対しては，その学生が所属する学部の学部長は，休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 66 条　休学期間は，延長することができる。ただし，休学期間は，通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2　医学部医学科における前項ただし書きの適用については，原則として第 1 年次及び第 2 年次，第 3 年次及び第 4 年次並びに第 5 年次及び第 6 年次の各 2 学年間におけるそれぞれの休学期間は，通算して 2 年を超えることができないものとする。

3　休学期間は，第 40 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 67 条　休学期間が満了した学生は，復学しなければならない。

2　休学期間中にその事由が消滅した場合は，復学することができる。

3　復学しようとするときは，あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第 68 条　学生は，他の大学に転学しようとする場合は，あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 69 条　学生は，外国の大学等に留学しようとする場合は，あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2　留学した期間は，第 39 条第 1 項に規定する修業年限及び第 40 条に規定する在学年限に算入する。

（退学）

第 70 条　病気その他やむを得ない事由がある場合は，退学することができる。

2　退学しようとするときは，所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

（除籍及び復籍）

第 71 条　次の各号のいずれかに該当する学生は，その学生が所属する学部の教授会の議を経て，学部長が除籍する。

(1)　授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者

(2)　第 40 条に規定する在学年限を超えた者

(3)　第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4)　入学料の免除又は徴収猶予を願い出て，許可されなかった者及び入学料の免除（全額免除を除く。）又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5)　行方不明の届出のあった者

2　前項第 1 号により除籍された者が，除籍された日の翌日から起算して 3 年以内に未納の授業料に相当する額を納付し，復籍を願い出た場合は，学期の始めに限り，当該学部の教授会の議を経て，学部長が復籍を許可することができる。

3　前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については，その学部が認定する。

第 6 節　表彰及び懲戒

（表彰）

第 72 条　学長は，表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2　前項のほか，学部長は，その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第 73 条　学生が本学の定める諸規則に違反し，又は学生の本分に反する行為があったときは，学長が懲戒を行うものとする。

2　懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

第 7 節　検定料，入学料及び授業料

（検定料）

第 74 条　本学の学部に，入学，編入学，再入学及び転入学を出願する者は，本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第 75 条　入学者の選抜並びに編入学，再入学及び転入学の選考に合格した者は，所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

（授業料）

第 76 条　授業料の額は，本学が定めるものとし，前期及び後期の 2 期に分け，それぞれ次の期において，年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。

前期　4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期　10 月 1 日から 11 月 30 日まで

2　前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，前期に係る授業料を徴収するときに，その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

（復学，転学，退学及び停学の場合の授業料）

第 77 条　学期の途中で復学する場合は，その月分からの授業料を徴収する。

2　学期の途中において，第 68 条の規定に基づき転学し，若しくは第 70 条の規定に基づき退学し，又は第 73 条第 2 項の退学を命ぜられた場合は，その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第 1 項に規定するその期の授業料を徴収する。

3　第 73 条第 2 項に規定する停学を命ぜられた場合は，その期間中の授業料を徴収する。

（納付した検定料，入学料及び授業料の取扱い）

第 78 条　納付した検定料，入学料及び授業料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，納付した者等の申出により，その各号において定める額を還付する。

(1)　出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下 2 段階目の選抜」という。）を行う場合において検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となった場合　別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料の額

(2)　学部の一般選抜及び欠員補充第 2 次募集の出願受付後において，出願した者が大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し，本学が当該選抜の受験を認めなかった場合　別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額

(3)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合　その検定料相当額

(4)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合　その入学料相当額

(5)　前期に係る授業料の徴収の際，後期に係る授業料を併せて納付した者が，後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合　後期に係る授業料相当額

(6)　前期に係る授業料の徴収の際，後期に係る授業料を併せて納付した者が，後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合　別に定める授業料の免除相当額

2　前項の規定にかかわらず，検定料，入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料，入学料又は授業料を免除した場合は，その免除相当額を還付する。

(検定料，入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第 79 条　検定料は，別に定めるところにより，免除することがある。

2　入学料は，別に定めるところにより，免除又は徴収猶予することがある。

3　授業料は，別に定めるところにより，免除又は徴収猶予することがある。

第 3 章　補則

第 1 節　科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 80 条　本学の学生以外の者で，教育基盤機構が公示する一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は，選考の上，教育基盤機構教学マネジメント部門において科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 81 条　本学の学生以外の者で，本学の学部，附置研究所その他学内組織において，特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 82 条　他の大学の学部又は他の短期大学の学生で，教育基盤機構が公示する授業科目の履修を希望する者がある場合は，その他の大学等との協議に基づき，選考の上，本学の学部又は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくはグローバル推進機構国際交流センターにおいて特別聴講学生として入学を許可することがある。

(学部通則の適用)

第 83 条　本節に規定する科目等履修生，研究生及び特別聴講学生には，第 36 条から第 38 条まで，第 70 条から第 73 条及び第 78 条本文の規定を適用する。

2　科目等履修生，研究生及び特別聴講学生に係る検定料，入学料及び授業料については，別に定める。

(外国人留学生)

第 84 条　外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学の学部に入学を志願する者があるときは，特別に選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

第 2 節　全学講義，公開講座及び市民開放授業

（全学講義）

第 85 条　学生の総合的知見を高めるため，全学講義を開催する。

（公開講座）

第 86 条　広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため，公開講座を開設する。

（市民開放授業）

第 86 条の 2　教育・研究成果を広く地域社会に還元するため，授業科目を一般市民に開放することができる。

第 3 節　養護教諭特別別科

（養護教諭特別別科）

第 87 条　本学に，養護教諭特別別科を置く。

第 4 節　寄宿舎

（寄宿舎）

第 88 条　本学に，寄宿舎を置く。

（寄宿料）

第 89 条　寄宿料は，本学が定める額とし，徴収方法については，別に定める。

2　納付した寄宿料は，還付しない。

（寄宿料の免除）

第 90 条　寄宿料は，別に定めるところにより，免除することがある。

第 5 節　特別の課程

（特別の課程）

第 91 条　本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第 6 節　規則等への委任

第 92 条　この学則に特別の定めがあるもののほか，この学則の規定に基づく組織の内部組織，運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については，学長，組織の長等が規則，規程等で定めることができる。

附　則

1　この学則は，平成16年4月1日から施行する。ただし，第4条第2項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第3年次編入学定員に係る部分は，平成18年4月1日から施行する。

2　国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「学部等」という。)は，第4条及び第7条の規定にかかわらず，平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，当該学部等に在学する者の教育課程等は，なお旧新潟大学の学則の例による。

3　第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和7年度から令和12年度までの間は，次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人文学部		人	人	人	人	人	人
	人文学科	852	852	852	852	852	852
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820	820
医学部	医学科	807	780	753	720	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680	680
	計	1,487	1,460	1,433	1,400	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,165	2,170	2,175	2,180	2,180	2,180
農学部	農学科	720	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	265	270	275	280	280	280
合計		9,496	9,479	9,462	9,439	9,399	9,359

4　第4条第2項の表に掲げる入学定員は，同表の規定にかかわらず，令和7年度は，次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和7年度
人文学部	人文学科	人

		210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350
理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	535
農学部	農学科	175
創生学部	創生学修課程	70
合計		2,250

附　則(平成 16 年 9 月 24 日学則第 2 号)

この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 3 月 15 日学則第 1 号)

この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 5 月 27 日学則第 2 号)

この学則は，平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

附　則(平成 17 年 11 月 25 日学則第 3 号)

この学則は，平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 31 日学則第 1 号)

1　この学則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 17 年度以前に入学し，現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては，改正後の第 40 条及び第 66 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 18 年 10 月 27 日学則第 2 号)

この学則は，平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 30 日学則第 1 号)

この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 12 月 26 日学則第 2 号)
この学則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附　則(平成 20 年 4 月 1 日学則第 1 号)
1　この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2　教育人間科学部は，改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 20 年 3 月 31 日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則(平成 21 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 21 年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし，第 4 条第 2 項の規定中人文学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は，平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 12 月 28 日学則第 2 号)
この学則は，平成 23 年 12 月 28 日から施行し，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 24 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 3 月 29 日学則第 1 号)
この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 3 月 9 日学則第 1 号)
この学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 1 月 5 日学則第 1 号)
この学則は，平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 3 月 14 日学則第 2 号)
1　この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2　平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては，改正後の第 63 条第 1 項並びに第 71 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 29 年 9 月 26 日学則第 3 号)
この学則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号)
この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 9 月 27 日学則第 2 号)
この学則は，平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 31 年 3 月 19 日学則第 1 号)
この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和元年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は，令和元年 10 月 1 日から施行する。

附　則(令和元年 12 月 24 日学則第 3 号)
この学則は，令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年 3 月 24 日学則第 1 号)
1　この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 4 条第 2 項の表に掲げる経済科学部の第 3 年次編入学定員については，この学則の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間，「10」とあるのは「0」とする。
2　経済学部は，改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 2 年 3 月 31 日に当該学部に在学する者並びに令和 2 年 4 月 1 日以後にこれらの者と同一年次

に編入学，再入学及び転入学した者が当該学部に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則(令和 2 年 12 月 24 日学則第 2 号)
この学則は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年 3 月 22 日学則第 1 号)
この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 28 日学則第 1 号)
この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 9 月 13 日学則第 2 号)
この学則は，令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(令和 5 年 3 月 17 日学則第 1 号)
この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 6 年 3 月 21 日学則第 1 号)
1　この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2　令和 5 年度以前に入学した学生の主専攻プログラム及び副専攻プログラムの取扱いについては，改正後の第 45 条及び第 61 条の 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和 6 年 9 月 25 日学則第 2 号)
この学則は，令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(令和 7 年 3 月 24 日学則第 1 号)
この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 7 年 6 月 25 日学則第 2 号)
この学則は，令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

○新潟大学大学院学則

（平成 16 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号）

改正　平成 17 年 2 月 1 日大学院学則第 1 号　平成 17 年 5 月 27 日大学院学則第 2 号　平成 17 年 11 月 25 日大学院学則第 3 号
平成 18 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号　平成 19 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号　平成 19 年 12 月 26 日大学院学則第 2 号
平成 20 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号　平成 22 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号　平成 22 年 9 月 17 日大学院学則第 2 号
平成 23 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号　平成 23 年 12 月 28 日大学院学則第 2 号　平成 24 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号
平成 25 年 3 月 29 日大学院学則第 1 号　平成 26 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号　平成 27 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号
平成 28 年 3 月 9 日大学院学則第 1 号　平成 28 年 6 月 24 日大学院学則第 2 号　平成 29 年 3 月 14 日大学院学則第 1 号
平成 30 年 3 月 27 日大学院学則第 1 号　平成 31 年 3 月 19 日大学院学則第 1 号　令和 2 年 3 月 24 日大学院学則第 1 号
令和 2 年 10 月 23 日大学院学則第 2 号　令和 2 年 12 月 24 日大学院学則第 3 号　令和 4 年 3 月 25 日大学院学則第 1 号
令和 4 年 5 月 20 日大学院学則第 2 号　令和 4 年 7 月 8 日大学院学則第 3 号　令和 4 年 9 月 13 日大学院学則第 4 号
令和 5 年 9 月 14 日大学院学則第 1 号　令和 7 年 3 月 24 日大学院学則第 1 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条－第 4 条）
第 2 章　大学院の組織等（第 5 条－第 8 条）
第 3 章　教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長（第 9 条－第 13 条）
第 4 章　学年，学期及び休業日（第 14 条）
第 5 章　標準修業年限及び在学年限（第 15 条・第 16 条）
第 6 章　入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等（第 17 条－第 21 条の 2）
第 7 章　教育課程（第 22 条－第 31 条）
第 8 章　修了の要件及び学位の授与（第 32 条－第 38 条）
第 9 章　再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第 39 条－第 44 条）
第 10 章　表彰及び懲戒（第 45 条）
第 11 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 46 条）

第 12 章　科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生(第 47 条・第 48 条)
第 13 章　特別の課程(第 49 条)
第 14 章　補則(第 50 条)
附則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この大学院学則は，新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づき，新潟大学大学院(以下「本大学院」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院の目的)

第 2 条　本大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

2　本大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは，専門職大学院とする。

3　本大学院に置く課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程とし，その目的は次のとおりとする。

(1)　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2)　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3)　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4　本大学院の研究科は，研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め，公表するものとする。

(点検及び評価)

第 3 条　本大学院における点検及び評価については，学則第 2 条に定めるところによる。

2　前項の規定によるほか，専門職大学院にあっては，その設置の目的に照らし，教育課程，教員組織その他教育研究活動の状況について，学校教育法施行令(昭

和 28 年政令第 340 号)第 40 条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第 4 条　本大学院の教育研究等の状況の公表については，学則第 3 条に定めるところによる。

第 2 章　大学院の組織等

(研究科)

第 5 条　本大学院に置く研究科は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	課程
教育実践学研究科	専門職学位課程
総合学術研究科	修士課程
現代社会文化研究科	博士課程
自然科学研究科	博士課程
医歯保健学研究科	博士課程

2　現代社会文化研究科及び自然科学研究科は，後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)のみの博士課程とする。

3　医歯保健学研究科は，前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下「医学・歯学の博士課程」という。)とする。

4　前項に規定する博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

5　教育実践学研究科は，専ら幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行う教職大学院の課程とする。

(研究科の専攻及びその収容定員等)

第 6 条　本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科		人	人	人	人	人	人
	教育実践開発専攻					40	20
総合学術研究科	人文社会科学専攻	120	60				
	自然科学専攻	1,014	507				
	計	1,134	567				
現代社会文化研究科	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		

	共生社会研究専攻			21	7		
	計			60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻			39	13		
	材料生産システム専攻			48	16		
	電気情報工学専攻			39	13		
	生命・食料科学専攻			39	13		
	環境科学専攻			45	15		
	計			210	70		
医歯保健学研究科	健康科学専攻	80	40	30	10		
	医歯学専攻			404	101		
	計	80	40	434	111		
合計		1,214	607	704	201	40	20

2　前項のほか，総合学術研究科自然科学専攻修士課程の定員に関し，必要な事項は当該研究科において別に定める。

第 7 条　削除

（研究科附属の教育研究施設）

第 8 条　医歯保健学研究科に，研究科附属の教育研究施設として，腎研究センターを置く。

第 3 章　教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長

（教育研究評議会）

第 9 条　本大学院の教育研究に関する重要事項の審議は，教育研究評議会において行う。

（教授会及び研究科委員会）

第 10 条　本大学院の研究科に，それぞれ教授会（学部を基礎とする研究科にあっては，教授会に代えて研究科委員会）を置く。

（研究科長）

第 11 条　本大学院の研究科に，それぞれ研究科長を置く。

2　本大学院の研究科（学部を基礎とする研究科を除く。）に，研究科長を補佐するため，それぞれ副研究科長を置く。

（研究科附属の教育研究施設の長）

第 12 条　医歯保健学研究科附属腎研究センターにセンター長を置く。

（組織の長の任命等）

第 13 条　前 2 条の組織の長等の選考，任命，任期等に関し必要な事項は，新潟大学組織の長等に関する規則で定める。

第 4 章　学年，学期及び休業日

（学年，学期及び休業日）

第 14 条　本大学院の研究科の学年，学期及び休業日については，学則第 36 条から第 38 条までの規定に定めるところによる。

第 5 章　標準修業年限及び在学年限

（標準修業年限）

第 15 条　修士課程の標準修業年限は，2 年とする。

2　博士課程の標準修業年限は 5 年とし，博士前期課程は 2 年及び博士後期課程は 3 年とする。ただし，医学・歯学の博士課程は，4 年とする。

3　専門職学位課程の標準修業年限は，2 年とする。

（在学年限）

第 16 条　学生が本大学院の研究科に在学することができる年限は，前条各項に規定する標準修業年限の 2 倍を超えることができない。

第 6 章　入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等

（入学資格）

第 17 条　修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学の卒業者

(2)　学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者

(9)　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって，当該者をその後に本学の研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10)　研究科において，個別の入学資格審査により，第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で，22 歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず，学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって，本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは，本学の研究科に入学することができる。

第 18 条　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者

(2)　外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　大学を卒業し，大学，研究所等において，2 年以上研究に従事した者で，研究科において，当該研究の成果等により，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(7)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後，大学，研究所等において，2

年以上研究に従事した者で，研究科において，当該研究の成果等により，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの

(8)　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

第 19 条　医学・歯学の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(2)　学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者(医学，歯学又は獣医学を履修した者に限る。)

(3)　外国において，学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が 5 年以上である課程(医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学を履修する博士課程，歯学を履修する博士課程，薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって，当該者をその後に本学の医歯

学総合研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　研究科において，個別の入学資格審査により，第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず，学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)であって，本学の医歯学総合研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは，本学の医学・歯学の博士課程に入学することができる。

(入学の時期)

第20条　本大学院の研究科の入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，第2学期の始めに入学させることができる。

(入学者の選抜)

第21条　本大学院の研究科に入学を志願する者については，別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2　前項の入学者の選抜における合格者の認定は，その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，学長が行う。

(入学の許可)

第21条の2　合格者が，所定の期日までに，所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された場合を含む。)は，学長はその入学を許可する。

第7章　教育課程

(教育課程の編成方針)

第22条　研究科(教育実践学研究科を除く。)は，当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下(「研究指導」という。)の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育実践学研究科は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

3　教育課程の編成に当たっては，研究科は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成)

第22条の2　研究科は，前条の編成方針に基づき，複数の領域を横断する広い学識と高度な専門的知識・技能・態度の能力を修得させるため，必要な授業科目を開設するとともに研究指導体制を整備し，体系的な教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に関し，必要な事項は，別に定める。

（教育内容）

第22条の3　研究科（教育実践学研究科を除く。）の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2　教育実践学研究科の教育は，授業科目の授業によって行う。

3　授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4　授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

（研究指導）

第22条の4　研究指導は，学生が所属する研究科を担当する教員（以下（「指導教員」という。）が行うものとする。

2　指導教員は，学生1人に対して主指導教員1人と副指導教員2人以上とする。

3　教育上有益と認められるときは，学生が所属する研究科以外の研究科又は本学の研究所等の教員を副指導教員に加えることができる。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第23条　研究科（教育実践学研究科を除く。）は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2　教育実践学研究科は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目，単位数，履修方法等）

第24条　授業科目及びその単位数並びに履修方法等並びに研究指導の方法等は，研究科が定める。

2　授業科目の単位の計算方法については，学則第49条の規定を準用する。この場合において，同条第2項中「卒業論文，卒業研究，卒業制作等」とあるのは「学位論文，特定の課題についての研究の成果等」と，同条第3項中「教育基盤機構」とあるのは「各研究科」と，それぞれ読み替えるものとする。

第24条の2　削除

（成績評価基準等の明示等）

第 24 条の 3　研究科(教育実践学研究科を除く。)は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　教育実践学研究科は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3　研究科(教育実践学研究科を除く。)は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

4　教育実践学研究科は，学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の履修の認定)

第 25 条　授業科目の履修の認定は，試験又は研究報告等により行う。

2　授業科目の評価は，100 点満点をもって評価し，60 点以上の成績を得た学生を合格，59 点以下の成績を得た学生を不合格とする。

3　前項の成績の評語及び基準は，次のとおりとする。

点数	評語	基準
100 点～80 点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79 点～70 点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69 点～60 点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59 点～0 点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

4　前 2 項の規定にかかわらず，授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は，「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。

5　合格した授業科目については，所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第 26 条　本大学院において大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 14 条の規定に基づき，入学定員の一部について，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は，次に掲げるとおりとする。

教育実践学研究科
　教育実践開発専攻
総合学術研究科
　人文社会科学専攻
　自然科学専攻
現代社会文化研究科

人間形成研究専攻
共生文化研究専攻
共生社会研究専攻
自然科学研究科
数理物質科学専攻
材料生産システム専攻
電気情報工学専攻
生命・食料科学専攻
環境科学専攻
医歯保健学研究科
健康科学専攻
医歯学専攻

(他の研究科の授業科目の履修)

第 27 条　教育上有益と認められるときは，各研究科は，学生が本大学院の他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

2　学生は，前項の本大学院の他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3　前 2 項の規定に基づき学生が修得した本大学院の他の研究科の授業科目の単位については，8 単位を超えない範囲で，その研究科で修得したものとみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第 28 条　教育上有益と認められるときは，各研究科は，学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2　学生は，前項の他の大学の大学院の授業科目を履修しようとするときは，あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3　前 2 項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については，15 単位を超えない範囲で，本大学院の研究科で修得したものとみなすことができる。

4　前項の規定にかかわらず，教育実践学研究科にあっては，第 1 項及び第 2 項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については，研究科が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を越えない範囲で，研究科で修得したものとみなすことができる。

5　前各項の規定は，学生が，次に掲げる場合について準用する。ただし，教育実践学研究科教育実践開発専攻にあっては，第 2 号については準用しない。

(1)　外国の大学院に留学する場合

(2)　外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合

(3)　外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

(4)　国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合

(休学期間中の外国の大学院の授業科目の履修等)

第 28 条の 2　教育上有益と認めるときは，各研究科は，学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，前条第 3 項及び第 5 項の規定により本大学院の研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

3　前項の規定にかかわらず，教育実践学研究科にあっては，第 1 項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，前条第 4 項及び第 5 項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(特別の課程の履修等)

第 28 条の 3　教育上有益と認められるときは，各研究科は，学生が行う学校教育法第 105 条の規定により編成する特別の課程(履修資格を有する者が，同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を，学生が所属する当該研究科における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は，第 28 条第 3 項，第 5 項及び前条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

3　前項の規定にかかわらず，教育実践学研究科における第 1 項により与えることができる単位数は，第 28 条第 4 項，第 5 項及び前条第 3 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導等)

第 29 条　教育上有益と認められるときは，各研究科(教育実践学研究科を除く。)は，学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において，必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2　学生は，前項の他大学院等において，研究指導を受けようとするときは，あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3　第1項の場合において，修士課程及び博士前期課程の学生については，他大学院等で受ける研究指導の期間は，1年を超えないものとする。

4　前3項の規定に基づき学生が他大学院等で受けた研究指導は，本大学院の研究科で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

5　教育上有益と認めるときは，学生は，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，本学と当該大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第30条　教育上有益と認めるときは，各研究科は，学生が本大学院に入学する前に大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を，本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，転入学の場合を除き，本大学院において修得した単位以外のものについては，15単位を超えないものとし，かつ，第28条第3項，第5項，第28条の2第2項及び第28条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3　前項の規定にかかわらず，教育実践学研究科にあっては，第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学の場合を除き，当該研究科において修得した単位以外のものについては，第27条第3項，第28条第4項，第5項，第28条の2第3項及び第28条の3第3項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数及び第32条第6項の規定により免除する単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第31条　各研究科は，その定めるところにより，学生が，職業を有している等の事情により，第15条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

第8章　修了の要件及び学位の授与

（修了の要件）

第 32 条　修士課程及び博士前期課程の修了の要件は，その研究科に 2 年以上在学し，その研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ，その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，その研究科に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2　博士後期課程の修了の要件は，その研究科に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，2 年)以上在学し，その研究科が定める授業科目について 12 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者で，次の表の第 1 欄に該当する者については，同表の第 2 欄に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

第 1 欄	第 2 欄
大学院設置基準第 16 条第 1 項本文の規定により修士課程を修了した者又は学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 156 条の規定により，本大学院の入学資格に関し，修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	1 年(標準修業年限 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上
大学院設置基準第 16 条第 1 項ただし書の規定により，優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者	その修士課程の在学期間を含めて 3 年以上

3　医学・歯学の博士課程(以下この項において「研究科」という。)の修了の要件は，研究科に 4 年以上在学し，研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4　専門職学位課程の修了の要件は，研究科に 2 年以上在学し，研究科が定める単位数以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

5　前項の規定にかかわらず，教職大学院の課程の修了の要件は，教育実践学研究科教育実践開発専攻に 2 年以上在学し，45 単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。)を修得することとする。

6　教育上有益と認めるときは，教育実践学研究科教育実践開発専攻は，同専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について，10 単位

を超えない範囲で，前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（博士論文研究基礎力審査）

第 32 条の 2　前条第 1 項の規定にかかわらず，博士前期課程の修了の要件は，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて，その研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

（在学期間の短縮）

第 32 条の 3　各研究科は，第 30 条第 2 項の規定により，学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を本大学院の研究科において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，修士課程については，当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

（専門職学位課程における在学期間の短縮）

第 33 条　前条の規定にかかわらず，教育実践学研究科は，第 30 条第 1 項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第 34 条　削除

（修了の認定）

第 35 条　第 32 条及び第 32 条の 2 に規定する修了の認定は，その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，学長が行う。

（学位の授与）

第 36 条　本大学院の研究科を修了した者には，その研究科の課程に応じ，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　前項の修士，博士及び専門職学位の学位には，修了した研究科の区分に応じ，専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文博士)

第 37 条　前条に定めるもののほか，博士の学位は，博士課程を経ない者であっても，本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し，かつ，本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位に関する規則)

第 38 条　第 32 条第 1 項，第 3 項及び第 4 項に規定する学位論文の審査及び最終試験の方法，第 36 条第 2 項の学位に付記する専攻分野の名称並びに前条に規定する博士論文の審査及び学力の確認その他大学院が授与する学位に関し必要な事項については，新潟大学学位規則で定める。

第 9 章　再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍

(再入学)

第 39 条　本大学院の研究科を学則第 70 条の規定により退学した者又は学則第 71 条第 1 項第 4 号の規定により除籍された者で，本大学院の同一の研究科に再入学することを志願する者がある場合は，その研究科の教育研究に支障がないときに限り，選考の上，当該研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，学長は，その研究科の相当年次に入学することを許可することがある。

2　前項に係る入学の許可については，第 21 条の 2 の規定を準用する。

(移籍)

第 40 条　本大学院の学生で，本大学院の他の研究科に移籍することを志願する者がある場合は，その研究科の教育研究に支障がないときに限り，選考の上，その研究科の相当年次に移籍することを許可することがある。

(転入学)

第 41 条　他の大学の大学院に在学している者並びに我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者で，本大学院の研究科に転入学することを志願する者がある場合は，その研究科の教育研究に支障がないときに限り，選考の上，当該研究科の教授会又は

研究科委員会の議を経て，学長は，その研究科の相当年次に転入学することを許可することがある。

2　前項に係る入学の許可については，第 21 条の 2 の規定を準用する。

（再入学等の場合の単位の取扱い等）

第 42 条　前 3 条の規定により，再入学，移籍又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については，その研究科が認定する。

（進学）

第 43 条　本大学院の修士課程，博士前期課程又は専門職学位課程を修了して，引き続き博士後期課程又は医学・歯学の博士課程に進学することを志願する者がある場合は，選考の上，進学することを許可する。

（休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍）

第 44 条　本大学院における学生の休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍については，学則第 65 条から第 71 条までの規定を準用する。この場合において，次の表の第 1 欄に掲げる学則の規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は，それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 65 条 第 67 条第 3 項 第 68 条 第 69 条第 1 項 第 70 条第 2 項	学部の学部長	研究科の研究科長
第 66 条第 1 項	学部の修業年限	研究科の課程の標準修業年限
第 66 条第 3 項 第 69 条第 2 項 第 71 条第 1 項第 2 号	第 40 条	大学院学則第 16 条
第 68 条	他の大学	他の大学の大学院
第 69 条第 1 項	外国の大学等	外国の大学院等
第 69 条第 2 項	第 39 条第 1 項	大学院学則第 15 条
	修業年限	標準修業年限
第 71 条第 1 項各号列記以外の部分	学部の教授会の議を経て，学部長	研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，研究科長
第 71 条第 1 項第 3 号	第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間	休学期間が大学院学則第 15 条に規定する標準修業年限
第 71 条第 3 項	学部	研究科

第 10 章　表彰及び懲戒

（表彰及び懲戒）

第 45 条　本大学院における学生の表彰及び懲戒については，学則第 72 条及び第 73 条の規定を準用する。この場合において，学則第 72 条第 2 項中「学部長」とあるのは「研究科長」と，「学部」とあるのは「研究科」と，それぞれ読み替えるものとする。

第 11 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料，入学料，授業料及び寄宿料）

第 46 条　本大学院における検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額，徴収の時期，免除，徴収猶予等については，学則第 74 条から第 79 条まで並びに第 89 条及び第 90 条の規定を準用する。この場合において，学則第 74 条中「本学の学部」とあるのは「本大学院の研究科」と読み替えるものとする。

第 12 章　科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生

（科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生）

第 47 条　科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生については，学則第 80 条から第 84 条までの規定を準用する。この場合において，次の表の第 1 欄に掲げる学則の規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は，それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 80 条	教育基盤機構教学マネジメント部門	本大学院の研究科
第 80 条 第 81 条	本学の学生	本大学院の学生
第 80 条 第 82 条	教育基盤機構が公示する	本大学院の研究科が開設する
第 81 条	本学の学部，附置研究所その他学内組織	本大学院の研究科
第 82 条	学部又は他の短期大学	大学院
	他の大学等	他の大学の大学院
第 82 条 第 84 条	本学の学部	本大学院の研究科
第 84 条	大学	大学院

（特別研究学生）

第 48 条　他の大学の大学院の学生で，本大学院の研究科（教育実践学研究科を除く。）において，研究指導を受けることを希望する者がある場合は，その他の大学の大学院との協議に基づき，選考の上，特別研究学生として入学することを許可することがある。

2　特別研究学生については，別に定める。

第 13 章　特別の課程

（特別の課程）

第 49 条　本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2　前項に規定する特別の課程を，当該研究科が大学院教育に相当する水準を有すると判断する場合については，第 25 条各項の規定に基づき，単位を与えることができる。

第 14 章　補則

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 50 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類については，各研究科規程の定めるところによる。

附　則

1　この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 117 号）第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学（以下「旧新潟大学」という。）の大学院人文科学研究科，大学院法学研究科，大学院経済学研究科，大学院医学研究科及び大学院歯学研究科は，第 6 条の規定にかかわらず，平成 16 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，当該研究科に在学する者の教育課程等は，なお旧新潟大学の大学院学則の例による。

3　第 6 条の表に掲げる修士課程の学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和 8 年度については，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和 8 年度
総合学術研究科		人
	人文社会科学専攻	60
	自然科学専攻	507
	計	567
現代社会文化研究科	現代文化専攻	10
	社会文化専攻	20
	法政社会専攻	10
	経済経営専攻	20
	計	60

自然科学研究科	数理物質科学専攻	63
	材料生産システム専攻	143
	電気情報工学専攻	137
	生命・食料科学専攻	70
	環境科学専攻	89
	計	502
医歯保健学研究科	健康科学専攻	40
保健学研究科	保健学専攻	20
医歯学総合研究科	医科学専攻	20
	口腔生命福祉学専攻	6
	計	26
合計		1,215

4　第6条の表に掲げる博士課程の学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和8年度から令和10年度については，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現代社会文化研究科		人	人	人
	人間形成研究専攻	18	18	18
	共生文化研究専攻	21	21	21
	共生社会研究専攻	21	21	21
	計	60	60	60
自然科学研究科	数理物質科学専攻	39	39	39
	材料生産システム専攻	48	48	48
	電気情報工学専攻	39	39	39
	生命・食料科学専攻	39	39	39
	環境科学専攻	45	45	45
	計	210	210	210
医歯保健学研究科	健康科学専攻	10	20	30
	医歯学専攻	101	202	303
	計	111	222	333
保健学研究科	保健学専攻	12	6	
	計	12	6	
医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	6	3	
	分子細胞医学専攻	66	44	22
	生体機能調節医学専攻	111	74	37
	地域疾病制御医学専攻	42	28	14
	口腔生命科学専攻	84	56	28
	計	309	205	101
合計		702	703	704

附　則(平成 17 年 2 月 1 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 5 月 27 日大学院学則第 2 号)
この大学院学則は，平成 17 年 5 月 27 日から施行する。
ただし，第 19 条における薬学に関する規定は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 11 月 25 日大学院学則第 3 号)
この大学院学則は，平成 17 年 11 月 25 日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)
1　この大学院学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2　この大学院学則の施行の際，現に在籍する学生の改正前に履修した授業科目の認定は，改正後の第 25 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 19 年 12 月 26 日大学院学則第 2 号)
この大学院学則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附　則(平成 20 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 9 月 17 日大学院学則第 2 号)
この大学院学則は，平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附　則(平成 23 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 12 月 28 日大学院学則第 2 号)
この大学院学則は，平成 23 年 12 月 28 日から施行し，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 24 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 3 月 29 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)
1　この大学院学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2　実務法学研究科及び実務法学研究科附属地域法実務センターは，改正後の第 5 条及び第 8 条の規定にかかわらず，平成 27 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則(平成 28 年 3 月 9 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 6 月 24 日大学院学則第 2 号)
この大学院学則は，平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 3 月 14 日大学院学則第 1 号)
1　この大学院学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2　技術経営研究科は，改正後の第 5 条の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
3　平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては，改正後の第 39 条第 1 項及び第 44 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 30 年 3 月 27 日大学院学則第 1 号)
この大学院学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 31 年 3 月 19 日大学院学則第 1 号)
1　この大学院学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2　教育学研究科は，改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成 31 年度における改正後の第 6 条の表に掲げる学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人 15
	計			15
教育実践学研究科	教育実践開発専攻			20
	計			20
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20		
	社会文化専攻	40		
	法政社会専攻	20		
	経済経営専攻	40		
	人間形成研究専攻		18	
	共生文化研究専攻		21	
	共生社会研究専攻		21	
	計	120	60	
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	39	
	材料生産システム専攻	286	48	
	電気情報工学専攻	244	39	
	生命・食料科学専攻	140	39	
	環境科学専攻	178	45	
	計	974	210	
保健学研究科	保健学専攻	40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40		
	口腔生命福祉学専攻	12	9	
	分子細胞医学専攻		88	
	生体機能調節医学専攻		148	
	地域疾病制御医学専攻		56	
	口腔生命科学専攻		112	
	計	52	413	
合計		1,186	701	35

4　改正後の第 5 条第 1 項及び第 6 条の表の規定以外の教育学研究科に関する規定は，なお従前の例による。

附　則(令和 2 年 3 月 24 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年 10 月 23 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は，令和2年11月1日から施行し，令和2年6月30日から適用する。

附　則(令和2年12月24日大学院学則第3号)

この大学院学則は，令和3年1月1日から施行し，平成31年4月1日から適用する。

附　則(令和4年3月25日大学院学則第1号)

この大学院学則は，令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和4年5月20日大学院学則第2号)

この大学院学則は，令和4年6月1日から施行し，令和4年4月1日から適用する。

附　則(令和4年7月8日大学院学則第3号)

この大学院学則は，令和4年10月1日から施行する。

附　則(令和4年9月13日大学院学則第4号)

この大学院学則は，令和4年10月1日から施行する。

附　則(令和5年9月14日大学院学則第1号)

この大学院学則は，令和5年10月1日から施行する。

附　則(令和7年3月24日大学院学則第1号)

この大学院学則は，令和7年4月1日から施行する。

附　則(--年--月--日大学院学則第--号)

1　この大学院学則は，令和8年4月1日から施行する。

2　現代社会文化研究科博士前期課程，自然科学研究科博士前期課程，保健学研究科及び医歯学総合研究科は，改正後の第6条第1項の規程にかかわらず，令和8年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

新潟大学大学院学則（案）の変更事項

１．趣旨

令和８年度の総合学術研究科（修士課程)、医歯保健学研究科（博士前期課程・博士後期課程・博士課程）の設置に伴い，所要の改正を行う。

２．概要

・研究科及び課程を改正する。
・総合学術研究科及び医歯保健学研究科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備する。
・研究科附属の教育研究施設に関する規定を改正する。
・教育課程の編成に関する規定を整備する。

３．施行日

令和８年４月１日

新潟大学大学院学則新旧対照表

新

目次

第 1 章　総則(第 1 条－第 4 条)
第 2 章　大学院の組織等(第 5 条－第 8 条)
第 3 章　教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長(第 9 条－第 13 条)
第 4 章　学年，学期及び休業日(第 14 条)
第 5 章　標準修業年限及び在学年限(第 15 条・第 16 条)
第 6 章　入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等(第 17 条－第 21 条の 2)
第 7 章　教育課程(第 22 条－第 31 条)
第 8 章　修了の要件及び学位の授与(第 32 条－第 38 条)
第 9 章　再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍(第 39 条－第 44 条)
第 10 章　表彰及び懲戒(第 45 条)
第 11 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料(第 46 条)
第 12 章　科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生(第 47 条・第 48 条)
第 13 章　特別の課程(第 49 条)
第 14 章　補則(第 50 条)
附則

第 2 章　大学院の組織等

(研究科)

第 5 条　本大学院に置く研究科は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	課程
教育実践学研究科	専門職学位課程
総合学術研究科	修士課程
現代社会文化研究科	博士課程
自然科学研究科	博士課程

旧

目次

第 1 章　総則(第 1 条－第 4 条)
第 2 章　大学院の組織等(第 5 条－第 8 条)
第 3 章　教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長(第 9 条－第 13 条)
第 4 章　学年，学期及び休業日(第 14 条)
第 5 章　標準修業年限及び在学年限(第 15 条・第 16 条)
第 6 章　入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等(第 17 条－第 21 条の 2)
第 7 章　教育課程(第 22 条－第 31 条)
第 8 章　修了の要件及び学位の授与(第 32 条－第 38 条)
第 9 章　再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍(第 39 条－第 44 条)
第 10 章　表彰及び懲戒(第 45 条)
第 11 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料(第 46 条)
第 12 章　科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生(第 47 条・第 48 条)
第 13 章　特別の課程(第 49 条)
第 14 章　補則(第 50 条)
附則

第 2 章　大学院の組織等

(研究科)

第 5 条　本大学院に置く研究科は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	課程
教育実践学研究科	専門職学位課程
現代社会文化研究科	博士課程
自然科学研究科	博士課程
保健学研究科	博士課程
医歯学総合研究科	修士課程

医歯保健学研究科	博士課程

2　現代社会文化研究科及び自然科学研究科は，後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）のみの博士課程とする。

3　医歯保健学研究科は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程（以下「医学・歯学の博士課程」という。）とする。

4　前項に規定する博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

5　（略）

（研究科の専攻及びその収容定員等）

第６条　本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科		人	人	人	人	人	人
	教育実践開発専攻					40	20
総合学術研究科	人文社会科学専攻	120	60				
	自然科学専攻	1,014	507				
	計	1,134	567				
現代社会文化研究科	（削る） （削る） （削る） （削る） 人間形成研究専攻	（削る） （削る） （削る） （削る）	（削る） （削る） （削る） （削る）	18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		

	博士課程

2　現代社会文化研究科，自然科学研究科及び保健学研究科は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する博士課程とする。

3　医歯学総合研究科は，修士課程，博士前期課程及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程（以下「医学・歯学の博士課程」という。）とする。

4　前２項に規定する博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

5　（略）

（研究科の専攻及びその収容定員等）

第６条　本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科		人	人	人	人	人	人
	教育実践開発専攻					40	20
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）				
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20	10				
	社会文化専攻	40	20				
	法政社会専攻	20	10				
	経済経営専攻	40	20				
	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		

	共生社会研究専攻			21	7		
	計	(削る)	(削る)	60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻	(削る)	(削る)	39	13		
	材料生産システム専攻	(削る)	(削る)	48	16		
	電気情報工学専攻	(削る)	(削る)	39	13		
	生命・食料科学専攻	(削る)	(削る)	39	13		
	環境科学専攻	(削る)	(削る)	45	15		
	計	(削る)	(削る)	210	70		
医歯保健学研究科	健康科学専攻	80	40	30	10		
	医歯学専攻			404	101		
	計	80	40	434	111		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	(削る) (削る)	(削る) (削る)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)		
合計		1,214	607	704	201	40	20

	共生社会研究専攻			21	7		
	計	120	60	60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	63	39	13		
	材料生産システム専攻	286	143	48	16		
	電気情報工学専攻	274	137	39	13		
	生命・食料科学専攻	140	70	39	13		
	環境科学専攻	178	89	45	15		
	計	1004	502	210	70		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
保健学研究科	保健学専攻	40	20	18	6		
医歯学総合研究科	医科学専攻	40	20				
	口腔生命福祉学専攻	12	6	9	3		
	分子細胞医学専攻			88	22		
	生体機能調節医学専攻			148	37		
	地域疾病制御医学専攻			56	14		
	口腔生命科学専攻			112	28		
	計	52	26	413	104		
合計		1,216	608	701	200	40	20

2　前項のほか，総合学術研究科自然科学専攻修士課程の定員に関し，必要な事項は当該研究科において別に定める。	（新設）
（研究科附属の教育研究施設） 第 8 条　医歯保健学研究科に，研究科附属の教育研究施設として，腎研究センターを置く。	（研究科附属の教育研究施設） 第 8 条　医歯学総合研究科に，研究科附属の教育研究施設として，腎研究センターを置く。
第 3 章　教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長	第 3 章　教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長
（研究科附属の教育研究施設の長） 第 12 条　医歯保健学研究科附属腎研究センターにセンター長を置く。	（研究科附属の教育研究施設の長） 第 12 条　医歯学総合研究科附属腎研究センターにセンター長を置く。
第 7 章　教育課程	第 7 章　教育課程
（教育課程の編成） 第 22 条の 2　研究科は，前条の編成方針に基づき，複数の領域を横断する広い学識と高度な専門的知識・技能・態度の能力を修得させるため，必要な授業科目を開設するとともに研究指導体制を整備し，体系的な教育課程を編成するものとする。 2　教育課程の編成に関し，必要な事項は，別に定める。	（新設）
（教育内容） 第 22 条の 3　（略）	（教育内容） 第 22 条の 2　（略）
（研究指導） 第 22 条の 4　（略）	（研究指導） 第 22 条の 3　（略）
（教育方法の特例） 第 26 条　本大学院において大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条の規定に基づき，入学定員の一部について，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は，次に掲げるとおりとする。	（教育方法の特例） 第 26 条　本大学院において大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条の規定に基づき，入学定員の一部について，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は，次に掲げるとおりとする。
教育実践学研究科	教育実践学研究科
教育実践開発専攻	教育実践開発専攻
総合学術研究科	（新設）
人文社会科学専攻	（新設）
自然科学専攻	（新設）
現代社会文化研究科	現代社会文化研究科
（削る）	現代文化専攻
（削る）	社会文化専攻

（削る）
（削る）
人間形成研究専攻
共生文化研究専攻
共生社会研究専攻
自然科学研究科
数理物質科学専攻
材料生産システム専攻
電気情報工学専攻
生命・食料科学専攻
環境科学専攻
医歯保健学研究科
健康科学専攻
医歯学専攻
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）

附　則

1・2　（略）

3　第６条の表に掲げる修士課程の学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和８年度については，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和８年度
総合学術研究科		人
	人文社会科学専攻	60

法政社会専攻
経済経営専攻
人間形成研究専攻
共生文化研究専攻
共生社会研究専攻
自然科学研究科
数理物質科学専攻
材料生産システム専攻
電気情報工学専攻
生命・食料科学専攻
環境科学専攻
（新設）
（新設）
（新設）
保健学研究科
保健学専攻
医歯学総合研究科
医科学専攻
口腔生命福祉学専攻
分子細胞医学専攻
生体機能調節医学専攻
地域疾病制御医学専攻
口腔生命科学専攻

附　則

1・2　（略）

3　第６条の表に掲げる学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和７年度については，次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和７年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
教育実践学研究科		人	人	人

	自然科学専攻	507
	計	567
現代社会文化研究科	現代文化専攻	10
	社会文化専攻	20
	法政社会専攻	10
	経済経営専攻	20
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	計	60
自然科学研究科	数理物質科学専攻	63
	材料生産システム専攻	143
	電気情報工学専攻	137
	生命・食料科学専攻	70
	環境科学専攻	89
	計	502
医歯保健学研究科	健康科学専攻	40
保健学研究科	保健学専攻	20
医歯学総合研究科	医科学専攻	20
	口腔生命福祉学専攻	6
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	計	26
合計		1,215

4　第6条の表に掲げる博士課程の学生の収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和8年度から令和10年度については，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現代社会文化研究科		人	人	人
	人間形成研究専攻	18	18	18
	教育実践開発専攻			40
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20		
	社会文化専攻	40		
	法政社会専攻	20		
	経済経営専攻	40		
	人間形成研究専攻		18	
	共生文化研究専攻		21	
	共生社会研究専攻		21	
	計	120	60	
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	39	
	材料生産システム専攻	286	48	
	電気情報工学専攻	259	39	
	生命・食料科学専攻	140	39	
	環境科学専攻	178	45	
	計	989	210	
保健学研究科	保健学専攻	40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40		
	口腔生命福祉学専攻	12	9	
	分子細胞医学専攻		88	
	生体機能調節医学専攻		148	
	地域疾病制御医学専攻		56	
	口腔生命科学専攻		112	
	計	52	413	
合計		1,201	701	40

(新設)

	共生文化研究専攻	21	21	21
	共生社会研究専攻	21	21	21
	計	60	60	60
自然科学研究科	数理物質科学専攻	39	39	39
	材料生産システム専攻	48	48	48
	電気情報工学専攻	39	39	39
	生命・食料科学専攻	39	39	39
	環境科学専攻	45	45	45
	計	210	210	210
医歯保健学研究科	健康科学専攻	10	20	30
	医歯学専攻	101	202	303
	計	111	222	333
保健学研究科	保健学専攻	12	6	
	計	12	6	
医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	6	3	
	分子細胞医学専攻	66	44	22
	生体機能調節医学専攻	111	74	37
	地域疾病制御医学専攻	42	28	14
	口腔生命科学専攻	84	56	28
	計	309	205	101
合計		702	703	704

附　則

1　この大学院学則は，令和８年４月１日から施行する。

2　現代社会文化研究科博士前期課程，自然科学研究科博士前期課程，保健学研究科及び医歯学総合研究科は，改正後の第６条第１項の規程にかかわらず，令和８年３月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

（改正理由）

大学院現代社会文化研究科（博士前期課程）、大学院自然科学研究科（博士前期課程）及び大学院医歯学総合研究科、大学院保健学研究科を再編し、総合学術研究科及び医歯保健学研究科を設置することに伴い、所要の改正を行う。

○新潟大学大学院医歯保健学研究科規程

（令和--年--月--日院医歯保規程第--号）

（趣旨）

第１条　新潟大学大学院医歯保健学研究科（以下「研究科」という。）の教育方法，学生の履修方法，修了の要件等に関し必要な事項については，新潟大学大学院学則（平成 16 年大学院学則第１号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（課程）

第２条　研究科の課程は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程（以下「医学・歯学の博士課程」という。）とし，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

（専攻及び学位プログラム）

第３条　研究科に置く専攻及び学位プログラムは，別表第１に掲げるとおりとする。

（教育研究の目的）

第４条　研究科は，医学，歯学及び保健学を横断する幅広い分野を統合し，地域社会から国際社会に至る医療課題の解決に取り組む高度専門職業人，研究者及び教育者を養成することを目的とする。

２　研究科の各専攻の目的は，次に掲げるとおりとする。

(1)　健康科学専攻の博士前期課程は，地域社会及び国際社会でリーダーシップを発揮し，生命科学や医学の基礎から応用，口腔保健，看護学，次世代医療技術科学まで幅広い分野において，高度な専門知識と実践力を兼ね備えた人材，また，データ解析や AI 技術を活用し，新しい医療・診断技術を開発・応用できる人材を養成する。

(2)　健康科学専攻の博士後期課程は，地域社会及び国際社会でリーダーシップを発揮し，口腔保健福祉，看護，次世代医療技術における先端的な知識と技術，実践力を兼ね備えた人材，また，多職種連携を推進し，医療チームでのリーダーシップを発揮することで，国内外の多様な医療ニーズに応えられる専門職業人及び研究者を養成する。

(3)　医歯学専攻は，医療，歯科，保健学分野の先端知識及び技術の修得並びに学際的かつ分野横断的視点で問題解決に取り組む能力を涵養し，複雑化・多様化する健康課題への対応並びに地域社会及び国際社会でリーダーシップを発揮できる，医療・福祉分野において高度な専門知識と実践力を兼ね備えた人材を養成する。

（選抜試験）

第5条　研究科に入学を志願する者については，選抜試験を行い，選考するものとする。

2　選抜試験及び選考方法に関し必要な事項は，別に定める。

（進学）

第6条　大学院学則第43条の規定により，博士後期課程又は医学・歯学の博士課程に進学することを志願する者がある場合は，選考の上，進学することを許可する。

（教育方法）

第7条　研究科の教育は，授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

（教育方法の特例）

第8条　教授会が教育上特別の必要があると認めたときは，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2　前項に規定する教育方法の特例に関し必要な事項は，別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第9条　学生が，大学院学則第31条の規定による長期にわたる教育課程の履修を申し出たときは，教授会の議を経て，その履修を認めることができる。

2　前項の長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は，別に定める。

（授業科目及び単位数）

第10条　博士前期課程の授業科目及びその単位数は，別表第2に掲げるとおりとする。

2　博士後期課程の授業科目及びその単位数は，別表第3に掲げるとおりとする。

3　医学・歯学の博士課程の授業科目及びその単位数は，別表第4に掲げるとおりとする。

（履修方法等）

第11条　博士前期課程の学生は，前条第1項に定める授業科目について専攻共通科目から2単位，プログラム共通科目群から4単位以上，プログラム専門科目群から14単位以上及び特別研究から8単位を含む，合計30単位以上を修得しなければならない。

2　博士後期課程の学生は，前条第2項に定める授業科目について，専攻共通科目から2単位，プログラム共通科目群から2単位，プログラム専門科目群から4単位以上及び特定研究から4単位を含む，合計12単位以上を修得しなければならない。

3　医学・歯学の博士課程の学生は，前条第 3 項に定める授業科目について，専攻共通科目から 2 単位，プログラム共通科目群から 4 単位以上及びプログラム専門科目群から 16 単位以上を含む，合計 30 単位以上を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第 12 条　研究科における授業科目の単位の計算方法については，次の基準によるものとする。

(1)　講義及び演習については, 15 時間から 30 時間までの範囲で行う授業をもって 1 単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については, 30 時間から 45 時間までの範囲で行う授業をもって 1 単位とする。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第 13 条　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，学則に定める 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準であることを踏まえながら，その組み合わせに応じた時間の授業をもって 1 単位とする。

（指導教員）

第 14 条　学生には，研究指導を担当する主指導教員及び副指導教員を定めるものとする。

2　主指導教員は，学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する教授，准教授又は客員教授とする。ただし，教授会が必要と認めたときは，学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する講師又は助教をもって代えることができる。

3　副指導教員は 2 人とし，学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する教授，准教授，講師，助教又は客員教授とする。

（研究指導委員会）

第 15 条　学生の研究及び履修に係る指導を行うため，研究指導委員会（以下「指導委員会」という。）を置く。

2　指導委員会は，学生ごとに主指導教員及び副指導教員をもって組織する。

（履修計画）

第 16 条　学生は，入学後 1 か月以内に指導委員会の指導の下に，研究題目及び履修する授業科目を定め，所定の履修計画書を研究科長に提出しなければならない。

2　学生は，毎学年の始めに，指導委員会の指導の下に，その年度に履修する授業科目を定め，所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

（単位の授与）

第 17 条　授業科目を履修した者に対して試験又は研究報告等を行い，それに合格した学生には，所定の単位を与える。

2　病気その他やむを得ない事由により，前項の試験を受けることができない者については，追試験を行うことができる。

3　第 1 項に規定する試験の結果，不合格となった者については，再試験を行うことができる。

4　授業科目の評価は，100 点満点をもって評価し，60 点以上の成績を得た学生を合格，59 点以下の成績を得た学生を不合格とする。

5　前項の成績の評語及び基準は，次のとおりとする。

点数	評語	基準
100 点～80 点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79 点～70 点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69 点～60 点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59 点～0 点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

（学位論文の提出）

第 18 条　学位論文を提出しようとする者は，所定の期日までに，研究科長に提出しなければならない。

2　博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は，研究科に 2 年以上在学し，かつ，第 11 条第 2 項に定める単位を修得した者又は修得見込みの者でなければならない。ただし，第 20 条第 2 項ただし書に該当する場合には，この限りでない。

3　医学・歯学の博士課程において学位論文を提出しようとする者は，研究科に 3 年以上在学し，かつ，第 11 条第 3 項に定める単位を修得した者又は修得見込みの者でなければならない。ただし，第 20 条第 3 項ただし書に該当する場合には，この限りでない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第 19 条　学位論文の審査及び最終試験については，新潟大学学位規則（平成 16 年規則第 30 号。以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

（修了の要件）

第 20 条　博士前期課程の修了の要件は，研究科に 2 年以上在学し，第 11 条第 1 項に定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ，研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，大学院学則第 32 条第 1 項ただし書による優れた業績を上げた者として教授会が認めた者については，研究科に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2　博士後期課程の修了の要件は，研究科に 3 年以上在学し，第 11 条第 2 項に定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，大学院学則第 32 条第 2 項ただし書きによる優れた研究業績を上げ，同ただし書きに定める表の第 1 欄に該当する者として教授会が認めた者については，同表の第 2 欄に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

3　医学・歯学の博士課程の修了の要件は，研究科に 4 年以上在学し，第 11 条第 3 項に定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，大学院学則第 32 条第 3 項ただし書による優れた研究業績を上げた者として教授会が認めた者については，研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

（修了の認定）

第 21 条　前条に規定する修了の認定は，教授会の議を経て，学長が行う。

（学位の授与）

第 22 条　前条の規定により修了と認定された者には，学位規則の定めるところにより修士又は博士の学位を授与する。

2　前項の修士の学位に付記する専攻分野の名称は，「医科学」，「口腔保健福祉学」又は「保健学」とし，博士の学位に付記する専攻分野の名称は，「医学」，「歯学」，「口腔保健福祉学」，「保健学」又は「学術」とする。

（雑則）

第 23 条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，教授会が別に定める。

附　則

この規程は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

研究科の専攻及び学位プログラム

課程	専攻	学位プログラム
博士前期課程	健康科学専攻	メディカルサイエンスプログラム
		口腔保健福祉学プログラム
		看護学プログラム
		次世代医療技術科学プログラム
博士後期課程	健康科学専攻	口腔保健福祉学プログラム
		看護学プログラム
		次世代医療技術科学プログラム
博士課程	医歯学専攻	医学プログラム
		歯学プログラム

別表第2(第10条関係)

博士前期課程の授業科目及び単位数

健康科学専攻

区分		科目	単位	備考
専攻共通科目		リサーチ・メソッズ・ベーシック	2	
プログラム共通科目群		保健理工学概論	2	
		医療情報統計科学	2	
		脳と心の医科学	2	
		グローバル医学入門	2	
		生命医療科学総論	2	
		医療福祉援助学総論	2	
プログラム専門科目群	メディカルサイエンスプログラム	分子細胞医科学	2	
		医学と社会	2	
		感染と免疫	2	
		臨床医学入門	2	
		医科学セミナー	1	
		医科学研究発表演習	1	
		解剖学演習	4	
		脳機能形態学演習	4	
		組織学演習	4	
		神経生理学演習	4	
		発達生理学演習	4	

		オミクス生物学演習	4	
		分子細胞機能学演習	4	
		薬理学演習	4	
		細菌学演習	4	
		ウイルス学演習	4	
		社会・環境医学演習	4	
		国際保健学演習	4	
		免疫・医動物学演習	4	
		法医学演習	4	
		腎分子病態学演習	4	
		医学教育学演習	4	
		循環器内科学演習	4	
		血液・内分泌・代謝内科学演習	4	
		腎・膠原病内科学演習	4	
		呼吸器・感染症内科学演習	4	
		消化器内科学・肝臓病学演習	4	
		分子精神医学・精神医学演習	4	
		小児科学・小児保健学演習	4	
		腫瘍外科学・消化器・一般外科学演習	4	
		呼吸循環外科学演習	4	
		整形外科学・リハビリテーション医学演習	4	
		形成・再建外科学演習	4	
		小児外科学演習	4	
		皮膚科学演習	4	
		腎・泌尿器病態学・分子腫瘍学演習	4	
		眼科学演習	4	
		耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習	4	
		腫瘍放射線医学・機能画像医学演習	4	

		生殖器官制御・生殖医学病態解析演習	4	
		麻酔科学演習	4	
		救命救急医学演習	4	
		分子・診断病理学演習	4	
		生殖医学病態解析演習	4	
		薬剤評価学演習	4	
		臨床研究・レギュラトリーサイエンス学演習	4	
		総合診療医学演習	4	
		神経病理学演習	4	
		脳神経外科学演習	4	
		脳神経内科学演習	4	
		脳機能解析学演習	4	
		生体磁気共鳴学演習	4	
		臨床機能脳神経学演習	4	
		神経病因遺伝学演習	4	
		神経機能・発生・生殖工学演習	4	
		細胞病態学演習	4	
		システム脳病態学演習	4	
		脳病態解析学演習	4	
		災害医療学演習	4	
		バイオインフォーマティクス学演習	4	
		神経精神薬理学演習	4	
		分子遺伝学演習	4	
		神経工学演習	4	
		小児脳病態学演習	4	
		生物学的精神医学演習	4	
		脳神経発生学演習	4	
		ゲノム科学演習	4	
		がんゲノム演習	4	
		視覚病態学演習	4	
	口腔保健福祉学プログラム	口腔保健福祉学研究論	2	
		専門英文読解	2	
		一般口腔保健管理学Ⅰ	2	
		一般口腔保健管理学Ⅱ	2	
		特殊口腔保健管理学Ⅰ	2	
		特殊口腔保健管理学Ⅱ	2	

		摂食嚥下機能評価支援学	2	
		口腔保健の疫学と統計	2	
		口腔健康教育入門	2	
		地域歯科保健活動	2	
		口腔保健活動展開論	2	
		保健福祉計画演習	2	
		口腔保健医療福祉援助論	2	
		口腔保健医療福祉制度	2	
		医療福祉援助技術論	2	
		口腔医療福祉政策学	2	
		地域福祉活動	2	
	看護学プログラム	基礎看護学実習	2	
		国際看護学実習	2	
		小児看護学実習	2	
		精神看護学実習	2	
		母性看護学実習	2	
		看護倫理学	2	
		母性看護学特論Ⅰ	2	
		母性看護学特論Ⅱ	2	
		看護研究	2	
		小児看護学特論Ⅰ	2	
		小児看護学特論Ⅱ	2	
		基礎看護学特論Ⅱ	2	
		基礎看護学特論Ⅲ	2	
		基礎看護学特論Ⅳ	2	
		基礎看護学特論Ⅴ	2	
		国際看護学特論	2	
		小児看護学演習	2	
		精神看護学特論Ⅰ	2	
		精神看護学特論Ⅱ	2	
		母性看護学演習	2	
		看護教育	2	
		基礎看護学演習	2	
		国際看護学演習	2	
		精神看護学演習	2	
		医療ナラトロジー	2	
		地域看護学実習	2	
		地域看護学特論Ⅰ	2	
		地域看護学特論Ⅱ	2	
		地域看護学演習Ⅰ	2	

				地域看護学演習Ⅱ	2	
				家族看護学特論	2	
				遺伝看護学特論Ⅰ	2	
				遺伝看護学特論Ⅱ	2	
				遺伝看護学特論Ⅲ	2	
				遺伝看護学特論Ⅳ	2	
				遺伝看護学特論Ⅴ	2	
				遺伝看護学特論Ⅵ	2	
				遺伝看護学実習Ⅰ	2	
				遺伝看護学実習Ⅱ	2	
				遺伝看護学実習Ⅲ	2	
				遺伝看護学実習Ⅳ	2	
				遺伝看護学演習Ⅰ	2	
				遺伝看護学演習Ⅱ	2	
				遺伝看護学演習Ⅲ	2	
	看護学プログラム	専門看護師（CNS）コース	CNS コース共通	臨床薬理学	2	
				フィジカルアセスメント	2	
				基礎看護学特論Ⅰ	2	
				コンサルテーション論	2	
				病態生理学	2	
			慢性看護コース	成人・老年看護学特論Ⅰ	2	
				成人・老年看護学特論Ⅱ	2	
				成人・老年看護学特論Ⅲ	2	
				成人・老年看護学特論Ⅳ	2	
				成人・老年看護学演習Ⅰ	2	
				成人・老年看護学演習Ⅱ	2	
				成人・老年看護学演習Ⅲ	2	
				成人・老年看護学実習Ⅰ	2	
				成人・老年看護学実習Ⅱ	2	
				成人・老年看護学実習Ⅲ	2	
				成人・老年看護学実習Ⅳ	2	
				看護理論	2	
			がん看護コース	がん看護学特論Ⅰ	2	
				がん看護学特論Ⅱ	2	
				がん看護学特論Ⅲ	2	
				がん看護学演習Ⅰ	2	
				がん看護学演習Ⅱ	2	
				がん看護学演習Ⅲ	2	
				がん看護学演習Ⅳ	2	
				がん看護学実習Ⅰ	2	

				がん看護学実習Ⅱ	2	
				がん看護学実習Ⅲ	2	
				がん看護学実習Ⅳ	2	
	次世代医療技術科学プログラム			病態解析学概論	2	
				応用数理解析学概論	2	
				医学物理学概論	2	
				医用放射線科学概論	2	
				国際放射線医療科学概論	2	
				生体構造機能解析工学特論	2	
				生体構造機能解析工学演習	2	
				放射線物質科学特論	2	
				放射線物質科学演習	2	
				医用放射線機器科学特論	2	
				医用放射線機器科学演習	2	
				臨床画像医学特論	2	
				臨床画像医学演習	2	
				医用画像情報学特論	2	
				医用画像情報学演習	2	
				核医学情報学特論	2	
				核医学情報学演習	2	
				国際病態検査科学概論	2	
				基礎生体情報検査科学論	2	
				臨床生体情報検査科学論	2	
				ゲノム検査分子生物学特論	2	
				ゲノム検査分子生物学実習	2	
				病原微生物解析学特論	2	
				病原微生物解析学実習	2	
				生体情報解析学特論	2	
				生体情報解析学実習	2	
				病態病理検査学特論	2	
				病態病理検査学実習	2	
				病態生理機能学特論	2	
				病態生理機能学実習	2	
				血液・腫瘍検査学特論	2	
				血液・腫瘍検査学実習	2	
				免疫病態検査学特論	2	

			免疫病態検査学実習 細胞検査学特論	2 2	
		医学物理士コース	医学物理学特論 医学物理学演習 放射線腫瘍学特論 放射線腫瘍学演習 医学物理臨床実習 電磁気学特論 量子力学特論	2 2 2 2 2 2 2	
特別研究			特別研究Ⅰ（メディカルサイエンス） 特別研究 Ⅰ（口腔保健福祉） 特別研究Ⅰ（看護学） 特別研究Ⅰ（次世代医療技術科学） 特別研究Ⅱ（メディカルサイエンス） 特別研究Ⅱ（口腔保健福祉） 特別研究Ⅱ（看護学） 特別研究Ⅱ（次世代医療技術科学）	2 2 2 2 8 8 8 8	

別表第3(第10条関係)

博士後期課程の授業科目及び単位数

健康科学専攻

区分		科目	単位	備考
専攻共通科目		リサーチ・メソッズ・アドバンスト	2	
プログラム共通科目群		アカデミックリーディング 実践統計学ベーシックコース ケア技術開発法 研究倫理 保健学情報解析法	1 1 2 2 2	
プログラム専門科目群	口腔保健福祉学プログラム	口腔保健管理学特論 摂食嚥下機能評価支援学特論 口腔保健福祉援助学特論 地域口腔保健福祉学特論	2 2 2 2	

		アカデミックライティング	2	
		アカデミックリーディングⅡ	1	
	看護学プログラム	地域・国際看護学特講	2	
		地域・国際看護学特講演習	2	
		小児・女性看護学特講	2	
		小児・女性看護学特講演習	2	
		成人・老年看護学特講	2	
		成人・老年看護学特講演習	2	
	次世代医療技術科学プログラム	生体機能情報解析学特講	2	
		生体機能情報解析学特講演習	2	
		生体システム機能検査科学特講	2	
		生体システム機能検査科学特講演習	2	
		病態病理検査科学特講	2	
		病態病理検査科学特講演習	2	
		免疫・血液病態検査科学特講	2	
		免疫・血液病態検査科学特講演習	2	
		ゲノム・微生物病態検査科学特講	2	
		ゲノム・微生物病態検査科学特講演習	2	
		臨床画像医学特講	2	
		臨床画像医学特講演習	2	
		医用画像情報学特講	2	
		医用画像情報学特講演習	2	
		放射線腫瘍学特講	2	
		放射線腫瘍学特講演習	2	
		医学物理学特講	2	
		医学物理学特講演習	2	
		放射線治療医学物理臨床実習	2	
特定研究		特定研究（口腔保健福祉）	4	
		特定研究（看護学）	4	
		特定研究（次世代医療技術科学）	4	
		特定研究（学術）	4	

別表第4(第10条関係)

医学・歯学の博士課程の授業科目及び単位数

医歯学専攻

区分	科目	単位	備考
専攻共通科目	リサーチ・メソッズ・ドクター	2	
プログラム共通科目群	アカデミックリーディング＆ライティングⅠ	2	

			実践医学統計演習	2	
			先端医学セミナー	1	
			医学研究発表演習	1	
			医学研究倫理	2	
プログラム専門科目群	医学プログラム	グローカル医療研究コース	細胞免疫学	4	
			細胞免疫学演習	4	
			免疫学研究法演習	2	
			感染症対策論演習	4	
			細菌学特論	4	
			感染症診断と治療戦略	2	
			ウイルス制御学	4	
			感染症対策論	4	
			ウイルス制御学演習	4	
			予防医学特論	4	
			予防医学演習	4	
			公衆衛生学演習	4	
			保健医療情報学演習	4	
			国際感染症制御学Ⅰ	4	
			国際感染症制御学Ⅱ	4	
			法医中毒学特論	4	
			死因究明学概論	4	
			賠償医学	4	
			死因究明学演習	4	
			国際医学教育学演習	4	
			バイオインフォーマティクス特論	4	
			バイオインフォーマティクス演習	4	
			医学生物学データ統合解析	4	
			医療情報学特論	4	
			医療統計学演習	2	
			臨床疫学概論	2	
			医療経済学特論	4	
			医療薬剤学特論	4	
			医療薬剤学演習	4	
			臨床薬効評価学	4	
			総合診療学特論	4	
			総合診療学演習	4	
			救急集中治療医学概論	4	
			救急集中治療医学演習	4	

		精密医学研究コース	組織構造研究法演習	4	
			神経発達分子生物学	4	
			分子発生学演習	4	
			神経組織機能解析学演習	4	
			正常発生や再生時における超微構造機能学	4	
			分子病態構造学特論	4	
			超微構造機能学演習	4	
			オミクス医学特論	4	
			オミクス医学演習	4	
			オミクス医学実習	4	
			細胞機能研究法演習	2	
			分子生物学演習	2	
			発生薬理学特論	4	
			脈管発生学演習	4	
			脈管の分子病態学特論	4	
			シグナル分子制御学	4	
			シグナル分子制御学演習	4	
			心電生理学特論	4	
			心不全解析演習	4	
			心血管カテーテル治療演習	4	
			リンパ性腫瘍病態学演習	4	
			血液免疫学演習	4	
			大規模医療データサイエンス	4	
			内分泌代謝学演習	4	
			呼吸生理学演習	4	
			心療内科学演習	4	
			呼吸調節病態学特論	4	
			呼吸調節病態学演習	4	
			消化器病態解析学	4	
			消化器免疫病態学	4	
			消化器医工学演習	4	
			腫瘍内科学特論	4	
			緩和医療学演習	4	
			小児病態学特論	4	
			小児集中治療学演習	4	
			発達免疫・心身学	4	
			臨床腫瘍学特論	2	
			消化管外科学演習Ⅰ	4	

			消化管外科学演習 II	4	
			臓器横断的がん診療演習	4	
			呼吸器外科学特論	4	
			心臓血管外科学演習	4	
			小児腫瘍病態制御学	4	
			小児外科学概論	4	
			小児外科診療演習	4	
			運動機能制御再建学	4	
			運動機能制御再建学演習	4	
			骨代謝免疫学	4	
			人工関節学	4	
			再建外科学特論	4	
			再建外科学演習	4	
			皮膚病態解析学	4	
			皮膚病態解析学演習	4	
			皮膚腫瘍分子制御学	4	
			神経分子尿路科学	4	
			泌尿器腫瘍制御学概論	4	
			泌尿器腫瘍制御学特論	4	
			小児泌尿器病態調節学	4	
			移植臓器機能調節学	4	
			移植医学演習	2	
			放射線診断学特論	4	
			放射線腫瘍学	4	
			放射線腫瘍学演習	4	
			婦人科腫瘍学特論	4	
			生殖内分泌学実習	4	
			周産期医学概論	4	
			女性医学演習	4	
			術中麻酔管理学演習	4	
			疼痛管理学演習	4	
			麻酔学特論	4	
			耳鼻咽喉手術学演習	4	
			聴覚障害学特論	4	
			めまいと平衡障害学	4	
			頭頸部腫瘍学	4	
			腎疾患組織病理学演習	4	
			慢性腎臓病病態学特論	4	
			腎代謝学総論	4	

			腎免疫病態学	4	
			腎分子生物学演習	4	
			腎糸球体分子生物学	4	
			腎分子病態学特論	4	
			腎糸球体構造病態学	4	
			腫瘍病理学	4	
			病態細胞学	4	
			臨床病理学演習	4	
		脳とこころの医学研究コース	認知脳科学特論	4	
			認知脳科学演習	4	
			認知脳科学実習	4	
			神経発達学特論	4	
			神経発達学演習	4	
			分子精神医学	4	
			精神機能治療学	4	
			臨床心理学演習	4	
			眼科学総論	4	
			眼科学演習	4	
			シナプス可塑性機構論	4	
			脳細胞病態学特論	4	
			脳細胞病態学演習	4	
			脳構造解析学特論	4	
			脳構造解析学演習	4	
			先端脳科学技術特論	4	
			脳機能回復学特論	4	
			脳機能回復学演習	4	
			神経回路構築学	4	
			脳神経腫瘍病態学	4	
			臨床神経病理学概論	4	
			臨床神経病理学演習	4	
			神経病理疾患解析学	4	
			脳腫瘍制御学演習	4	
			脳機能病態制御学演習	4	
			脳血管病態制御学	4	
			脳血管障害制御学演習	4	
			神経免疫学	4	
			脳神経疾患の分子医学	4	
			脳神経疾患の分子医学演習	4	
			神経変性疾患学特論	4	

			脳血管分子病態学	4	
			脳機能解析学	4	
			脳機能解析学演習	4	
			脳機能イメージング演習	2	
			脳疾患バイオマーカー解析学	4	
			脳疾患バイオマーカー解析学演習	4	
			動物実験法演習	2	
			実験動物学	4	
			加齢性疾患制御学演習	4	
			神経難病細胞病理学	4	
			脳病態モデル解析学特論	4	
	歯学プログラム		アカデミックリーディング＆ライティング II	2	
			生体組織再生工学コースワーク	4	
			ベーシック形態解析コース	4	
			顎口腔機能学ベーシックコース	4	
			顎顔面解剖学ベーシックコース	4	
			ベーシック細胞生物学コース	4	
			口腔病理学ベーシックコース	4	
			研究の倫理法令・遺伝子組換え実験コースワーク	4	
			国際連携基礎コース	4	
			ベーシック国際口腔保健学コース	4	
			歯内疾患制御学臨床演習コース	4	
			小児歯科関係コースワーク	4	
			補綴歯科学臨床総合コース	4	
			補綴歯科学基礎総合コース	4	
			顎顔面口腔外科関係コースワーク	4	
			歯周歯科関係コースワーク	4	
			矯正臨床ベーシックコース	4	
			摂食リハ関係コースワーク	4	
			包括歯科補綴学コースワーク	4	
			組織再建口腔外科関係コースワーク	4	
			歯科放射線関係コースワーク	4	
			基礎疼痛学コースワーク	4	
			基礎・臨床連続講義	2	
			先端感染症学研究 A	2	
			先端感染症学研究 B	2	

		細菌学・免疫学演習 A	2	
		細菌学・免疫学演習 B	2	
		骨免疫学 A	2	
		骨免疫学 B	2	
		基礎分子生物学・細胞生物学・遺伝学 A	2	
		基礎分子生物学・細胞生物学・遺伝学 B	2	
		生体組織再生工学特論 A	2	
		生体組織再生工学特論 B	2	
		生体組織再生工学演習 A	2	
		生体組織再生工学演習 B	2	
		歯内疾患制御学特論 A	2	
		歯内疾患制御学特論 B	2	
		歯内疾患制御学演習 A	2	
		歯内疾患制御学演習 B	2	
		う蝕制御管理学演習 A	2	
		う蝕制御管理学演習 B	2	
		国際口腔疫学 A	2	
		国際口腔疫学 B	2	
		国際口腔保健学演習 A	2	
		国際口腔保健学演習 B	2	
		予防歯科学演習 A	2	
		予防歯科学演習	2	
		成育歯科学 A	2	
		成育歯科学 B	2	
		小児口腔治療学演習 A	2	
		小児口腔治療学演習 B	2	
		障害者歯科治療学演習 A	2	
		障害者歯科治療学演習 B	2	
		顎関節疾患に対する外科的対応 A	2	
		顎関節疾患に対する外科的対応 B	2	
		歯科口腔外科学演習 A	2	
		歯科口腔外科学演習 B	2	
		固定性補綴治療学 A	2	
		固定性補綴治療学 B	2	
		口腔インプラント治療学演習 A	2	
		口腔インプラント治療学演習 B	2	

		口腔インプラント研究演習 A	2	
		デジタル技術を用いた補綴臨床治療学 A	2	
		デンタルインプラント臨床学 A	2	
		デンタルインプラント臨床学 B	2	
		疼痛生理学演習 A	2	
		疼痛生理学演習 B	2	
		臨床う蝕学演習 A	2	
		臨床う蝕学演習 B	2	
		歯科医療政策学演習 A	2	
		歯科医療政策学演習 B	2	
		地域口腔保健推進学 A	2	
		地域口腔保健推進学 B	2	
		衛生・福祉統計学演習 A	2	
		衛生・福祉統計学演習 B	2	
		歯科補綴応用生体力学演習 A	2	
		歯科補綴応用生体力学演習 B	2	
		海外短期エクスターンシップ	1	
		エクスターンシップ	4	
		国際口腔保健科学研究発表演習Ⅰ	1	
		国際口腔保健科学研究発表演習Ⅱ	1	
		国際口腔保健科学特定研究Ⅰ	8	
		国際口腔保健科学特定研究Ⅱ	4	
		顎口腔解剖学 A	2	
		顎口腔解剖学 B	2	
		顎口腔解剖学演習 A	2	
		顎口腔解剖学演習 B	2	
		顎口腔機能学 A	2	
		顎口腔機能学 B	2	
		神経科学演習 A	2	
		神経科学演習 B	2	
		神経生物学特論 A	2	
		神経生物学特論 B	2	
		顎顔面矯正学 A	2	
		顎顔面矯正学 B	2	
		歯科矯正学演習 A	2	
		歯科矯正学演習 B	2	
		歯科矯正治療学演習 A	2	

		歯科矯正治療学演習 B	2	
		嚥下障害学 A	2	
		嚥下障害学 B	2	
		摂食嚥下障害診断学演習 A	2	
		摂食嚥下障害診断学演習 B	2	
		摂食機能評価学演習 A	2	
		摂食機能評価学演習 B	2	
		歯周治療学 A	2	
		歯周治療学 B	2	
		歯周再生治療学演習 A	2	
		歯周再生治療学演習 B	2	
		歯周治療学演習 A	2	
		歯周治療学演習 B	2	
		生体防御機能回復学 A	2	
		生体防御機能回復学 B	2	
		硬組織形態学 A	2	
		硬組織形態学 B	2	
		硬組織形態学演習 A	2	
		硬組織形態学演習 B	2	
		口腔病理診断学 A	2	
		口腔病理診断学 B	2	
		口腔分子病理学演習 A	2	
		口腔分子病理学演習 B	2	
		臨床口腔病理学演習 A	2	
		臨床口腔病理学演習 B	2	
		臨床口腔細胞診断学演習 A	2	
		臨床口腔細胞診断学演習 B	2	
		薬理学演習 A	2	
		薬理学演習 B	2	
		咬合機能再建学 A	2	
		咬合機能再建学 B	2	
		顎機能評価学演習 A	2	
		顎機能評価学演習 B	2	
		口腔インプラント臨床学演習 A	2	
		口腔インプラント臨床学演習 B	2	
		顎口腔組織再建外科学 A	2	
		顎口腔組織再建外科学 B	2	
		腫瘍制御学演習 A	2	

		腫瘍制御学演習 B	2	
		顎顔面発育異常治療学演習 A	2	
		顎顔面発育異常治療学演習 B	2	
		顎顔面放射線学 A	2	
		顎顔面放射線学 B	2	
		顎顔面画像診断学演習 A	2	
		顎顔面画像診断学演習 B	2	
		頭頸部放射線治療学 A	2	
		頭頸部放射線治療学 B	2	
		末梢神経再生学演習 IA	2	
		末梢神経再生学演習 IIB	2	
		歯科心身医学演習 A	2	
		歯科心身医学演習 B	2	

○新潟大学大学院医歯保健学研究科教授会規程

（令和--年--月--日院医歯保規程第--号）

（趣旨）

第１条　この規程は，新潟大学教授会通則（平成 16 年規則第 9 号。以下「通則」という。）第 9 条の規定に基づき，新潟大学大学院医歯保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（教授会の組織）

第２条　教授会は，大学院医歯保健学研究科（以下「研究科」という。）の主担当又は担当を命ぜられている教授をもって組織する。

（会議）

第３条　教授会は，原則として月 1 回開催するものとする。ただし，特に必要があるときは，臨時に開くことができる。

（議決及び議事）

第４条　教授会は，構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。以下同じ。）の過半数の出席により成立する。

2　前項の規定にかかわらず，通則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に規定する事項を審議する場合は，構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3　教授会の議事は，出席構成員の過半数の賛成により議決する。この場合において，議長は，議決に加わらない。

4　前項の場合において可否同数のときは，議長の決するところによる。

（議案の提出）

第５条　教授会の議案は，議長が提出する。

2　教授会の構成員は，4 分の 1 以上の構成員の賛成を得て，文書をもって教授会の開催を要求することができる。

（議事録の作成及び確認）

第６条　教授会に，議事録を備え，議事の概要を記録し，次回教授会において確認を得るものとする。

（運営委員会）

第７条　教授会に，研究科の運営に関する基本方針について協議するため，大学院医歯保健学研究科運営委員会を置く。

2　大学院医歯保健学研究科運営委員会に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

（系別教授会議）

第８条　教授会に，医学系教授会議，歯学系教授会議及び保健学系教授会議（以下「系別教授会議」という。）を置き，通則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び

第2項各号に関する事項のうち，医歯学専攻医学プログラム，健康科学専攻メディカルサイエンスプログラム及び附属腎研究センターに係る事項については医学系教授会議に，医歯学専攻歯学プログラム及び健康科学専攻口腔保健福祉学プログラムに係る事項については歯学系教授会議に，健康科学専攻看護学プログラム及び次世代医療技術科学プログラムに係る事項については保健学系教授会議に，それぞれ審議し，議決を行う権限を委任する。

2　医学系教授会議は，医歯学専攻医学プログラム，健康科学専攻メディカルサイエンスプログラムを担当する教授のうち医学系列に所属する教授をもって組織し，歯学系教授会議は，医歯学専攻歯学プログラム及び健康科学専攻口腔保健福祉学プログラムを担当する教授，健康科学専攻メディカルサイエンスプログラムを担当する教授のうち歯学系列に所属する教授をもって組織し，保健学系教授会議は，健康科学専攻看護学プログラム及び次世代医療技術科学プログラムを担当する教授をもって組織する。

3　系別教授会議に議長を置き，医学系教授会議にあっては新潟大学医学部医学科長を，歯学系教授会議にあっては新潟大学歯学部長を，保健学系教授会議にあっては新潟大学医学部保健学科長をもって充てる。

4　議長は，当該系別教授会議を主宰する。

5　議長に事故があるときは，議長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

6　系別教授会議における審議の結果は，教授会に報告する。

7　系別教授会議の議事及び議決については，第4条の規定を準用する。この場合において，同条中「教授会」とあるのは，「系別教授会議」と読み替えるものとする。

（改正）

第9条　この規程の改正は，構成員の3分の2以上が出席する教授会において，出席構成員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

（事務）

第10条　教授会に関する事務は，医歯学系事務部において処理する。

（雑則）

第11条　この規程に定めるもののほか，教授会の運営に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

附　則

この規程は，令和8年4月1日から施行する。